様式第７号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（１）大学・学科の設置理念

①大学

「質実剛健」「積極進取」「中正堅実」の建学の精神に基づき、真の実学を目指す伝統を踏まえ、自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力、国際的感性とコミュニケーション能力を有し、専門的知識と技能を身につけた、自ら成長することのできる人材を養成する。同時に、地域社会及び世界に開かれた大学としての時代と社会の付託に応えるべく、人類と社会の発展に貢献しうる研究の遂行と、その成果の社会への還元を実現する。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

人文学研究科では、以下に掲げる能力を身につけた人材の育成を理念とし、令和6年4月、新たに日本文化専攻を設置することとした（設置構想中）。

１．自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力

⑴日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する専門的知識及びそれを幅広い視野から社会的な問題と結びつける力を身につけている。

⑵グローバル化に伴う社会変化に適応する柔軟性と行動力を身につけている。

２．国際的感性とコミュニケーション能力

⑴日本語を的確に運用しコミュニケーションを図る力を身につけている。

⑵異なる文化的背景を持つ人々と積極的に交流し、相互理解を深める力を身につけている。

３．時代の課題と社会の要請に応えた専門知識と技能

⑴日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育などに関する優れた専門知識と研究能力及びそれを幅広い視野の下に位置づけ、応用する力を身につけている。

⑵専門職、教育職、研究職に必要な思考力と、産業界、教育界、学界において国際的に活躍できる力を身につけている。

【日本文化専攻】

本学の教育目標、及び上記の人材育成理念に則り、人文学研究科日本文化専攻では、専攻を横断する形で欧米言語文化専攻及び中国文化専攻の授業科目を履修することを通して、よりグローバルな視野から日本の諸側面を研究し、日本を取り巻く諸地域との比較研究や諸地域の学際的な研究との融合をも実現できるようにする。具体的な教育研究上の目的としては、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の分野に関する優れた専門知識と研究能力及び広い視野を身につけ、今後の多文化共生社会の維持発展に寄与貢献し、高度な専門的職業人、教育者として国際的に活躍できる人材の育成を目的とする。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

本学における教員養成は、上記（１）①の基本的教育方針のもと、自立した良識ある市民としての判断力と実践的能力、国際的感性とコミュニケーション能力を有した上で、各免許教科に即した専門的な知識技能を身につけ、なおかつ学校現場に出てから時代の課題と社会の要請に応えて自ら成長できる教員を養成することを目的としている。

この目的達成のため、本学の教員養成においては、学年制のように段階的な履修条件を設定した教育課程を編成し、学年の継時性を踏まえた計画的履修を促す。１年次で教育の基礎的な知識の修得や理解の定着を確認し、２年次以降に各教科の指導法の履修を許可する。２年次終了までには、免許教科に即

した専門的な知識・技能の最低水準を担保するため、免許教科の知識・技能と連動した試験の合格を義務付ける。４年次での教育実習に向けては、３年次終了までに、教職の職務の理解や各教科の指導法など学校現場での実践力を一定程度身につけることに加え、教科の専門性を十分に修得することを求め、これらが認められる学生に教育実習を許可する。以上のように、学生が年次ごとに一定の知識・技能を身につけることを目指す。

授業運営においては、学生が学校現場において主体的・対話的で深い学びを指導できる力量を身につけられるよう、学生自身による課題の発見・解決に向けたアクティブ・ラーニングに取り組むことを重視する。とりわけ、各教科の指導法では、すべての履修者が模擬授業を複数回実施できる少人数指導とする。教育実習の事前指導では、実習に出る前年から免許教科を基本としながら他の教科の学生の視点を取り入れることができるよう少人数クラスを編成し、実習の意義や目的の指導を徹底する。教育実習の事後指導及び教職実践演習においても少人数クラスで指導し、実習の振り返りを踏まえた各自の課題の探求を通じて反省的な学びを実現する。また、教育実習に向けて近隣の学校で現場体験を推奨するとともに、学生が現場体験を継続的に振り返る機会を担保するための科目として「学校ボランティア演習」を設け、現場体験と協働的な学びを組み合わせることで、学生自らが成長していける力の育成を目指す。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

人文学研究科日本文化専攻では、文化がことばによって取り入れられ創造されるものであるということを前提に、日本文化の多様な位相をことばから捉え直すことを一つの目標としている。国語科という教科は、このような目標を具現化する「現場」であり、そこでの教員の責務は重い。国語科では、さまざまなジャンルのテクストを多く扱うが、それらの多くは日本文化または日本文化を世界の文化と相対的に捉えているテクストであることから、教材を多角的かつ批判的に読むとともに、自らも書き手、話し手となって同様な観点からテクストを創出する必要がある。その実現には授業や指導の場面において、既存の教材観、指導観にとどまることなく、内容的にも方法的にも今日的な教育観を視野に入れた新しい知見と深い知識が求められる。このようなことに熟達し、新しい教育の創造を意欲的にこなすことができる教員の養成が、本専攻が考える教員養成に対する理念である。

この理念を実現するために、本専攻では「日本語学」「日本文学」「日本文化学」「国語教育学」等に関する国語の基礎教育を実践する科目を配置しており、深めた知識を授業として具体化する方略を学ぶ。さらに、学習指導要領が掲げる資質・能力の「三つの柱」（「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）に基づき授業ができるようにする。手順としては、まず、従来の授業の内容論、方法論、教材論等を反省的に捉え直し、今求められる教科教育がどのような位置にあるのかを知る。次に、学習指導要領を熟読し、世界的な学力観の流れとの関係の中でそれを相対的に位置づけながら、具体的にどのような資質・能力を育めばいいのか、またそのための有効な授業の方法について、先行研究等を踏まえながら、検討する。そして最後に、実際の教材をもとにして具体的にどのようなデザインが可能かを検討し、提案できるようにする。これらによって理念として掲げた教員の養成に取り組む。

（３）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

**【人文学研究科日本文化専攻】**

［中専免（国語）］

人文学研究科日本文化専攻では、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の分野に関する優れた専門知識と研究能力及び広い視野を身につけ、今後の多文化共生社会の維持発展に寄与貢献し、高度な専門的職業人、教育者として国際的に活躍できる人材の育成を目的としている。これらによる横断的な知識の深化と修得は、中学校で扱う国語科の教材理解やその活用に深く関わるものである。良い授業に

は教材への深い理解が必要となるが、これらはその質を深め、支える。中学校国語科では、日本の言語、文学、また日本の思想、芸術文化をテーマとした論説文などが教科書に掲載されるが、これらを授業で扱う際はもちろん、関連するさまざまな人文科学、社会科学、自然科学をテーマとした教材を扱う際もそのような専門的知見が活かされる。一方、これとは別に、教育方法に関する専門性の深化も重要である。平成29年（2017年）改訂の『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説　国語編』では、「言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成する」ことを目標としている。この目標を支えるのは、学習者を主体とする情報の収集やその統合による理解、解釈、またその批評とともに、それを自分の表現で他者に伝えるというコンピテンシーに基づいた学力観である。特に中学校の目標では正確さや適切さが求められるが、学習者の主体性を担保しながらも形式の学びを取り入れ、基本を学ぶという姿勢を重視する学びをデザインする専門性が求められる。このような目標を具現するのは、上記の大きな二つの要素が両輪となって機能することである。以上のことから、これらを満たすカリキュラムを擁する本専攻では専門性のある教員養成が可能であり、中学校専修（国語）の教職課程を設置する意義は大きい。

［高専免（国語）］

人文学研究科日本文化専攻では、日本の言語、文学、思想、宗教、芸術文化、国語教育の分野に関する優れた専門知識と研究能力及び広い視野を身につけ、今後の多文化共生社会の維持発展に寄与貢献し、高度な専門的職業人、教育者として国際的に活躍できる人材の育成を目的としている。これらによる横断的な知識の深化と修得は、高等学校で扱う国語科の教材理解やその活用に深く関わるものである。良い授業には教材への深い理解が必要となるが、これらはその質を深め、支える。高等学校国語科では、日本の言語、文学、また日本の思想、芸術文化をテーマとした評論などが教科書に掲載されるが、これらは中学校教材に比してより深い学びを求めるものであり、実社会に直結している。これらを授業で扱う際はもちろん、関連するさまざまな人文科学、社会科学、自然科学をテーマとした教材を扱う際もそのような専門的知見が活かされる。一方、これとは別に、教育方法に関する専門性の深化も重要である。平成30年（2018年）改訂の『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説　国語編』では、「言葉による見方・考え方を働かせ，言語活動を通して，国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を育成する」ことを目標としている。この目標を支えるのは、学習者を主体とする情報の収集やその統合による理解、解釈、またその批評とともに、それを自分の表現で他者に伝えるというコンピテンシーに基づいた学力観である。特に高等学校の目標では的確さや効果が求められるが、学習者の主体性を担保しながら表現戦略などのレトリック学習などより深い学びを取り入れる学びをデザインする専門性が求められる。このような目標を具現するのは、上記の大きな二つの要素が両輪となって機能することである。以上のことから、これらを満たすカリキュラムを擁する本専攻では専門性のある教員養成が可能であり、高等学校専修（国語）の教職課程を設置する意義は大きい。

様式第７号イ

## Ⅰ．教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

（１）各組織の概要

①

| | |
|---|---|
| 組織名称： | 大学院委員会 |
| 目　　的： | 大学院の組織と運営の適性を図ることを目的とする。 |
| 責 任 者： | 学長 |
| 構成員（役職・人数）： | （１）大学院委員長（学長）<br>（２）各研究科委員長（8 名）<br>（３）法学研究科委員会、経済学研究科委員会、経営学研究科委員会、人文学研究科委員会、人間科学研究科委員会及び歴史民俗資料学研究科委員会から選ばれる委員各 2 名並びに理学研究科委員会から選ばれる委員 3 名及び工学研究科委員会から選ばれる委員 5 名<br>合計：29 名 |
| 運営方法：月１回開催。次の事項を審議する。 | （１）大学院学則及び規程の制定改廃<br>（２）研究科の設置及び廃止<br>（３）各研究科の課程、専攻及び授業科目の増設又は変更の承認<br>（４）研究及び教育に関する基本的事項<br>（５）学位の授与及び取り消し<br>（６）各研究科間の連絡調整<br>（７）大学院委員長から諮問された事項<br>（８）その他大学院委員会が必要と認めた事項 |

②

| | |
|---|---|
| 組織名称： | 人文学研究科委員会 |
| 目　　的： | 人文学研究科の教育研究上の目的、授業及び研究指導に関する事項を審議し、人文学研究科の円滑な運営を図ることを目的とする。 |
| 責 任 者： | 人文学研究科委員長 |
| 構成員（役職・人数）： | （１）人文学研究科の授業及び研究指導を担当する専任教員<br>合計：49 名 |
| 運営方法：毎月１回開催。次の事項を審議する。 | （１）研究科委員会の構成に関すること<br>（２）構成員以外の者の研究科委員会への招請に関すること<br>（３）予算に関すること<br>（４）教育課程の作成及びその実施に関すること<br>（５）授業科目担当者に関すること<br>（６）入学試験の方法及びその実施に関すること<br>（７）学生の入学、休学、退学、除籍、修了、その他資格の得喪・変更に関すること<br>（８）試験及び単位認定に関すること<br>（９）学位論文の審査、課程修了の認定及び学位の授与に関すること |

様式第７号イ

| | |
|---|---|
| | （１０）その他学生の指導・学事に関すること<br>（１１）規程及び研究科諸内規の適用・改廃に関すること<br>（１２）本研究科が諮問を受けた事項 |

③

| | |
|---|---|
| 組織名称： | 資格教育課程全学委員会 |
| 目　　的： | 教職課程、社会教育課程、学芸員課程及び日本語教員養成課程から成る資格教育課程に関する基本方針等を審議すること及び資格教育課程に係る全学的な調整を図ることを目的とする。 |
| 責 任 者： | 学長 |
| 構成員（役職・人数）： | （１）学長<br>（２）副学長のうち、学長が指名する者<br>（３）学部長（11 名）<br>（４）研究科委員長（8 名）<br>（５）教務部長<br>（６）就職支援部長<br>（７）資格教育課程センター所長<br>（８）教員養成カリキュラム委員会委員長<br>（９）事務局長<br>（１０）教育・学生支援部事務部長又は事務部次長<br>（１１）その他学長が必要と認める者<br>合計：27 名 |
| 運営方法： | 年 3 回開催。次の事項を審議する。<br>（１）資格教育課程の基本方針及び将来計画に関すること。<br>（２）資格教育課程の全学的な連携及び調整に関すること。<br>（３）資格教育課程に係る自己点検・評価に関すること。<br>（４）その他全学委員会の運営及び目的達成に関すること。 |

④

| | |
|---|---|
| 組織名称： | 資格教育課程センター運営委員会 |
| 目　　的： | 資格教育課程センターでは、教職課程、社会教育課程、学芸員課程及び日本語教員養成課程から成る資格教育課程を運営し、かつ、各課程の連携及び協力を図ることにより、資格教育の質保証及び向上に取り組むことを目的としており、本委員会ではセンターの運営に関する事項を審議する。 |
| 責 任 者： | 資格教育課程センター所長 |
| 構成員（役職・人数）： | （１）所長<br>（２）副所長（2 名：（３）から 1 名、（４）～（６）から 1 名）<br>（３）教職課程を担当する教育職員（10 名）<br>（４）社会教育課程を担当する教育職員（1 名）<br>（５）学芸員課程を担当する教育職員（7 名）<br>（６）日本語教員養成課程を担当する教育職員（1 名）<br>（７）その他学長が必要と認める者 |

様式第７号イ

| |
|---|
| 合計：19 名 |
| 運営方法：　年 6 回開催。次の事項を審議する。<br>（１）センター及び各課程の基本方針及び目標の立案に関すること。<br>（２）資格教育課程に係る全学的な運営及び実施に関すること。<br>（３）年度教育計画及び業務計画の立案及び調整に関すること。<br>（４）各課程の連携に関すること。<br>（５）センターの自己点検・評価に関すること。<br>（６）ＦＤの企画及び実施計画の立案及び実施に関すること。<br>（７）センターの予算に関すること。<br>（８）資格教育課程全学委員会から諮問されたこと。<br>（９）その他センターの運営及び目的達成に関すること。 |

⑤

| |
|---|
| 組織名称：　教員養成カリキュラム委員会 |
| 目　　的：　教職課程の全学的な運営を統括することを目的とする。 |
| 責 任 者：　資格教育課程センター副所長 |
| 構成員（役職・人数）：　（１）資格教育課程センター副所長<br>（２）教職・社会教育課程部会から選出された者（3 名）<br>（３）各学部及び各研究科から選出された者（20 名）<br>（４）その他学長が必要と認める者<br>合計：23 名 |
| 運営方法：　毎月 1 回開催。次の事項を審議する。<br>（１）教職課程の基本方針及び目標の立案に関すること。<br>（２）教職課程の全学的運営並びに学部及び研究科間の調整に関すること。<br>（３）教育課程の編成、企画及び実施に関すること。<br>（４）教育実習の準備及び実施並びに出張指導に関すること。<br>（５）行政機関への申請等の業務に関すること。<br>（６）教育委員会及び学校等との連携に関すること。<br>（７）自己点検・評価に関すること。<br>（８）ＦＤの企画及び実施計画の立案及び実施に関すること。<br>（９）運営委員会から諮問されたこと。<br>（１０）その他カリキュラム委員会の目的達成に必要なこと。 |

⑥

| |
|---|
| 組織名称：　教職・社会教育課程部会 |
| 目　　的：　教職課程及び社会教育課程の専門的事項を審議し、課程運営を円滑に行うことを目的とする。 |
| 責 任 者：　教職・社会教育課程部会長 |
| 構成員（役職・人数）：　（１）教職課程を担当する教育職員（10 名）<br>（２）社会教育課程を担当する教育職員（1 名）<br>合計：11 名 |
| 運営方法：　毎月 1 回開催。教職課程及び社会教育課程の運営に関する事項全般を審議する。 |

様式第７号イ

（２）（１）で記載した個々の組織の関係図

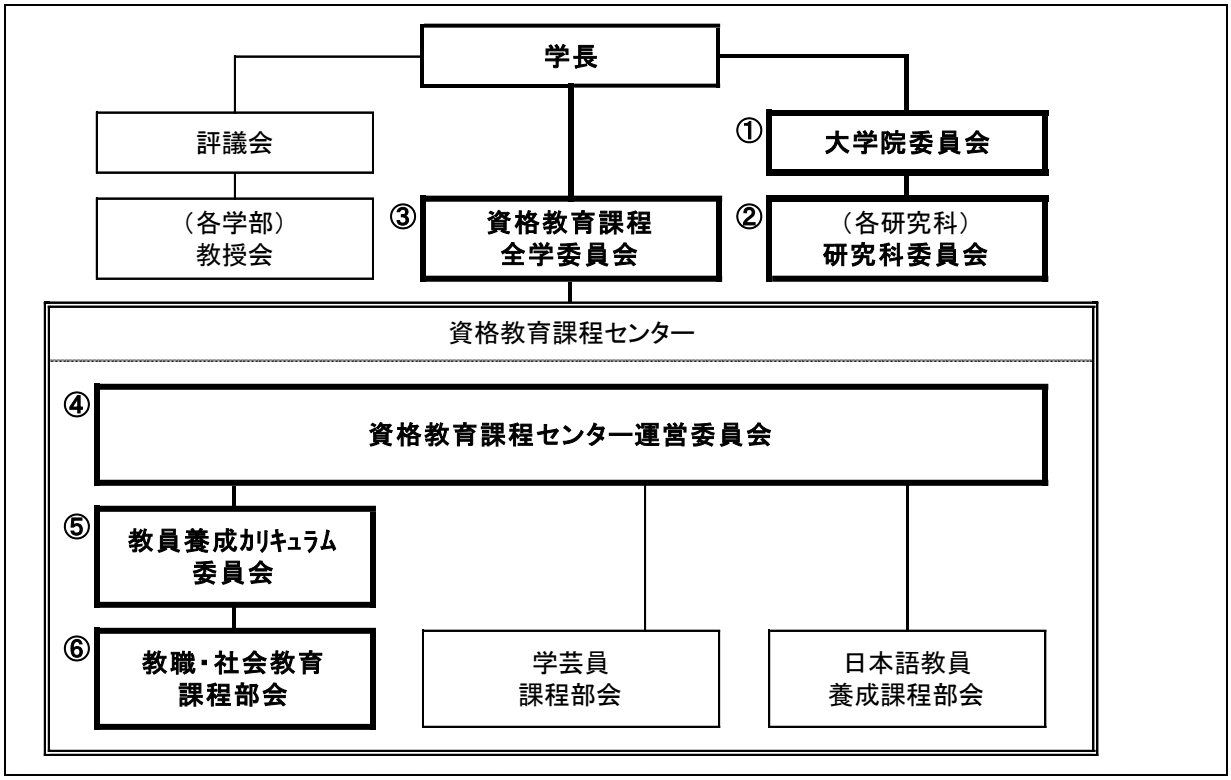


## Ⅱ．都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

（１）教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

①横浜市大学連携・協働協議会（横浜市教育委員会）

横浜市教育委員会が連携協議会を年 2 回、教育実習ワーキンググループを年数回開催。本学からは教職課程専任教員と事務職員が参加している。横浜市教育委員会が示す教員育成指標に基づき、理想の教員養成・人材育成に向け相互支援体制をとる。

②神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会（神奈川県教育委員会）

個性豊かな次代の人づくりを担う、高い指導力と意欲をもつ教職員の確保と育成を目的として、教職員の養成、確保（採用）、育成（研修）等の方策について検討しており、本学からは教員養成に深く携わっている中高英語の教職課程の専任教員が委員として参加している。

③神奈川大学免許法認定講習（英語）企画・実施に係る神奈川県教育委員会との連携

「小学校外国語教育の充実に向けた中核教員養成事業」を本学と神奈川県教育委員会との連携事業として企画・実施している。本事業は本学開設の免許法認定講習を、県教育委員会が選任した神奈川県内の現職小学校教諭約 30 名が、週１回１年間通学して受講することにより中学校教諭二種（英語）の免許を取得できるものである。連携体制としては、本学は講習の授業科目の提供・実施を行い、神奈川県教育委員会は県内各地域からの受講者を選任し、週１回本学に通うことを可能にするために勤務校への代替非常勤講師の手配等を行う。

④神奈川県立総合教育センターと神奈川大学との連携協力に関する協定

相互の人材・機能を活用することにより、優れた教員の養成や現職教員の研修の充実を図るとともに、今日

様式第７号イ

的教育課題に対応するための研究交流を推進し、その成果を生かして神奈川県の教育、保健・福祉の充実・発展に寄与することを目的としており、本学からは教員養成に深く携わっている中高英語の教職課程の専任教員を「かながわティーチャーズカレッジ」講師として派遣している。また、本学で実施する「神奈川大学高大連携協議会フォーラム」は、連携大学が実施する研修講座として位置付けられており、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、且つ高校教育・大学教育の活性化を図ることを目的として毎年実施している。

⑤横浜市教育委員会と神奈川大学との連携・協働に関する協定

相互の信頼関係に基づき密接に連携・協力することにより、教員養成及びその資質・能力の向上に努め、学校教育上の諸課題への対応を図り、もって横浜市の教育の充実・発展に寄与することを目的としており、この連携協定に基づき次項（2）①の学校ボランティア活動を行っている。

⑥神奈川県内各自治体教育委員会との情報交換

神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の各自治体教育委員会による教員採用試験説明会を年 2 回開催している。教育実習に臨む全 3・4 年次生を対象として実施し、各教育委員会が期待する教員像について学生が理解するよう努めている。また、学生と教育委員会の採用担当者とが直接対面して、各自治体の教育現場の現状や課題、これからの教員に求められる資質・能力や、教員養成に係る課題等についての意見交換ができる機会としている。

（２）学校現場における体験活動・ボランティア活動等

①

| | |
|---|---|
| 取組名称： | 学校ボランティア活動 |
| 連携先との調整方法： | 担当教員がボランティア先の学校との連絡体制を維持し、学校及び参加学生の相互の要望や条件を照合し、ボランティアの配分を行う。 |
| 具体的な内容： | 前項（１）①⑤の協定のほか、平成 22 年度に横浜市こども青少年局の事業「平成 22 年度　困難を抱える青少年に対する進路選択支援事業～小・中学生を中心とした生活・学習支援モデル」の受託を契機とし、「学校ボランティア活動」の事業を中心に取り組むプロジェクトとして「神大・ユースサポート・プロジェクト（JYSP(ジスプ)）」を立ち上げ、地域を視野に入れた活動を展開している。各協定締結以前も含め本学が自主開拓したボランティア先の学校との関係性に基づき、主に大学近隣（横浜市内）の学校でアシスタントティーチャー、別室登校学習支援等の活動を行っている。学生個々の活動を振り返る機会として、ボランティア担当の教職課程専任教員及び学習アドバイザーの指導の下、学内で週 1 回の「ボランティア先ごとのミーティング」、月 1 回の「全体カンファレンス」、半期に 1 回の「ボランティア報告会」を実施している。学生の活動報告や相互に課題を共有することで、自己の能力向上を図り自らの活動に役立てられるようにしている。加えて、毎年「教育研究交流会」を開催し、ボランティア先の学校長や学校関係者の参加のもと、「学校ボランティア活動」の報告及び議論を行っている。さらに、学生が日々のボランティア活動記録として作成する「ボランティア日誌」を冊子にまとめた「学校ボランティア報告書」を編纂し、活動の記録と振り返りにつなげている。 |

②

| | |
|---|---|
| 取組名称： | 中学生に対する学習支援　「JIN-KANA 学習塾」 |
| 連携先との調整方法： | 近隣中学校長、本学教職課程専任教員及び学習アドバイザーが定期的に打ち合わせの機会を持 |

様式第７号イ

| | |
|---|---|
| | つ。また、学習支援ボランティアに取り組む学生を含めた連絡会議を計画している。 |
| 具体的な内容： | 平成 25 年度から平成 30 年度まで、横浜市神奈川区の「寄り添い型学習支援事業」を受託し、外国につながる子どもたちや、経済的理由により学習環境に困難を抱える子どもたちを対象として、主に高校進学を目指した学習塾を大学構内で原則週二日開塾し、教職課程履修学生がボランティアとして学習指導を行ってきた。平成 31 年度以降は本学独自の学習支援事業として従前の運営形態を引き継ぎ、近隣学校と連携して学習支援が必要な生徒を受け入れ実施している。<br>学習支援ボランティアに取り組む学生に対しては、指導力向上のため定期的に教職課程専任教員及び学習アドバイザーが指導・研修を行う。開塾日は毎回、同教員と共に事前・事後のミーティングを行うことで、子どもたちの状況や学習の進捗状況などを情報共有し、定期的な研修により子どもたちが置かれている社会環境の理解・把握に努める。また、学校長、教職課程専任教員、学習アドバイザー及びボランティア学生から成る連絡会議を通じて、通塾生徒の状況を共有し、学生の学校現場に対する理解を深める機会を持つ。本事業を通じて、困難を抱える子どもたちへの暖かく深いまなざしを持った教員という、これからの社会に必要な社会資源の育成にも寄与することを理念として、活動を展開する。 |

## Ⅲ．教職指導の状況

＜教職指導体制＞

教職課程は、課程の専任教員だけではなく、各学科（研究科）の教員や教員養成カリキュラム委員会等の全学的な組織で運営しているが、日常的には、教職課程の専任教員（横浜キャンパス・みなとみらいキャンパスあわせて 10 名）が指導を行う。横浜キャンパスには資格教育課程課及び教職課程支援室、みなとみらいキャンパスには資格教育課程課及び資格教育課程支援室を設置し、教職課程担当事務職員（横浜キャンパス・みなとみらいキャンパスあわせて 14 名）が常駐して履修相談を始めとする様々な学生サポートを行う。

＜教職指導の内容＞

教職課程履修希望者は、1 年次生の 4 月に行う教職課程仮登録説明会から始まり、2 年次には教職課程本登録説明会、介護等体験説明会及び教育実習計画説明会、3 年次には教育実習内諾依頼説明会、介護等体験依頼説明会及び教育実習最終手続き説明会、4 年次には教育実習判定合格者説明会等、学生は各年次において様々な説明会・ガイダンスに出席することによって教職課程への理解を深めている。

教育実習前年度には、教職課程の専任教員が担任制で授業を担当し、免許状取得までの間、担当教員がきめ細かな指導を行っており、また、各キャンパスの支援室・事務局には、担当職員が常駐し、あらゆる相談について一次対応を行い、それぞれの担当教員へ引き継いでいる。

教育実習の指導では、授業期間中に定期的に、専任教員と事務職員で「教育実習担当者会議」を行っており、履修学生の状況把握や情報共有を行い、最適な指導が出来る仕組みを構築している。また、教育実習中には専任教員が実習校に訪問して指導にあたり、遠方のため訪問が叶わない場合でも電話指導を実施している。